

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年岩手県規則第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(採捕の数量の報告者)</p> <p>第3条 法第17条第3項の都道府県の規則で定めるもの（以下「採捕の数量の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1) さんま棒受網漁業（岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）<u>第7条第5号</u>に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 小型定置漁業（漁業法第6条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業のうち小型定置漁業として免許を受けた漁業又は岩手県漁業調整規則<u>第7条第12号</u>に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第6条 この規則により知事に提出する書類は、<u>県の区域内に居住する者</u>にあつては、<u>所管地方振興局長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>(採捕の数量の報告者)</p> <p>第3条 法第17条第3項の都道府県の規則で定めるもの（以下「採捕の数量の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1) さんま棒受網漁業（岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）<u>第7条第2号オ</u>に掲げる<u>漁業の方法による</u>漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 小型定置漁業（漁業法第6条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業のうち小型定置漁業として免許を受けた漁業又は岩手県漁業調整規則<u>第7条第2号シ</u>に掲げる<u>漁業の方法による</u>漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第6条 この規則により知事に提出する書類は、<u>届出等を行う者の住所地を所管する広域振興局長</u>を経由しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。